

令和7年2月19日

質問回答書

奈良県脱炭素・水素社会推進課長

次の事業に関する質問について、下記のとおり回答します。

業務名：奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業

No.	質問内容	回答内容
1	共同購入事業と連動した、奈良県の費用負担ゼロのカタチで、奈良県民又は地域が恩恵を受けるような脱炭素サービスの同時提案は可能でしょうか？ (例：再エネ電力の地産地消、再エネ電力切り替え、DRready、Jクレジットなど)	今回提示する仕様の範囲外となるため、連携事業者選定における評価対象とはしないものとする。
2	本共同購入事業で対象とする事業者はどの範囲を想定されているか（低圧（10～50kW）、高圧（50kW～）） 本事業の協定期間は「令和9年6月30日」までとなっており、年単位の事業実施が前提となると想定する。事業者のうち「高圧」を対象に実施する場合、募集～設計～施工～完了等のスケジュールを鑑みると、共同購入事業内で単年実施することは難しいと想定する。	事業所の屋根置きであれば、出力値に制限は無い。 また、協定締結期間は双方の協定終了申出が無い場合、「令和11年6月30日」までとしている。
3	本事業で対象とする太陽光導入の導入方針は、①国策や奈良県の方針を受けた自家消費を前提としたnon-FITモデルが良いのか？ ②県民、県下事業者の導入障壁を下げるべく初期コスト0円モデルや長期ローンなどのファイナンスを含めたモデルが良いのか？	固定価格買取制度（FIT）の申請も想定したスケジュール設定を行うこと（業務仕様書P3の3（3）「事業の実施時期（目安）」参照）。 なお、PPAモデルは本事業の対象外とする（長期ローンによる設置は県と協議の上決定する）。

4	<p>本事業で募集する「家庭用」と「事業用」は、実施内容に応じて別スケジュールで募集することを視野に検討してもよろしいか。</p>	<p>「家庭用」「事業用」それぞれについて、協定締結後、県と協議の上スケジュールを設定する（業務仕様書 P3 の 3（3）「事業の実施時期（目安）」参照）。</p>
5	<p>P3. 4 提出書類について</p> <p>① 県税及び消費税について滞納がないことを証する証明書の写しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税証明書「その 3 の 3」：法人税と消費税地方消費税に未納の税額がないことの証明（法人用）の提出で間違いないか。 	<p>納税証明書その 3（未納税額のない証明書用）を提出すること。</p>
6	<p>② 奈良県税に未納がない旨の証明書※ただし、奈良県内に本店又は支店を有しないものについては、本店を所管する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未納がないこととなっておりますが、府税事務所が発行する「府税に滞納がないことの証明」の提出で問題ないか。また、証明書に税額の証明は必要か。必要な場合は何事業年度分（1～3 事業年度）必要となるか。 	<p>問題無い。なお税額の証明は不要とする。</p>